

島根労働局発表

令和7年12月2日（火）

担

島根労働局雇用環境・均等室
室長 越沼綾乃
監理官 日高徹
室長補佐 遠藤充

当

TEL 0852-20-7007

TEL 0852-31-1161



島根労働局
公式キャラクター
しじろー

令和7年度第1回島根地方労働審議会を開催します

島根労働局（局長 ^{いわみ ひろふみ} 岩見 浩史）では、厚生労働省組織令第156条の2により設置している島根地方労働審議会（公益・労働者・使用者委員各6名で構成）を年2回開催しています。

今般、令和7年度第1回島根地方労働審議会を下記により開催しますので、お知らせします。

- 1 日時** 令和7年12月16日（火）
10：00～12：00
- 2 場所** 松江地方合同庁舎5階 共用4会議室
松江市向島町134-10
- 3 議題** （1）島根労働局の重点施策に係る令和7年度上半期の実施状況と今後の取組みについて
（2）その他
- 4 その他** 審議会委員は、別添名簿のとおりです。
審議会の内容は全て公開して開催します。
なお、取材を希望される場合は、会議の準備の都合上、令和7年12月12日（金）までに島根労働局雇用環境・均等室（TEL0852-20-7007）あてご連絡をお願いいたします。

（参考資料）「地方労働審議会令」
「島根地方労働審議会委員名簿」

○地方労働審議会令

(平成十三年九月二十七日)
(政令第三百二十号)

地方労働審議会令をここに公布する。

地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

8 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。（最低工賃専門部会）

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第五項から第八項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

（議事）

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

（庶務）

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

（雑則）

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

島根地方労働審議会委員名簿

令和7年10月1日

	氏 名	性別	所属団体又は主な公職
公益委員	岩田 杏子	女	島根県弁護士会所属弁護士 井上晴夫法律事務所
	日下 純子	女	公益財団法人島根文化振興財団 島根県民会館館長
	永松 正則	男	島根大学法文学部准教授
	松村 健次	男	株式会社山陰中央新報社 執行役員論説委員会論説委員長
	松本 洋子	女	公益財団法人しまね自然と環境財団 松江事務所長
	宮本 恭子	女	島根大学法文学部教授
労働側委員	石川 昌平	男	連合島根副会長 U Aゼンセン島根県支部長
	大菅 正樹	男	NTN 鋳造労働組合執行委員長代行
	黒目 敏行	男	連合島根事務局長
	小早川 佑美	女	連合島根副会長 日本郵政グループ労働組合島根連絡協議会議長
	藤原 里美	女	パナソニックソーラーシステム製造株式会社
	山本 加代子	女	株式会社ジュンテンドー
使用者側委員	石川 理早	女	有限会社松江クロード専務取締役
	金築 理恵	女	有限会社 Will さんいん代表取締役
	河野 朱美	女	有限会社小川鉄工所取締役
	谷口 育男	男	株式会社出雲村田製作所代表取締役社長
	橋本 浩一	男	一般社団法人島根県経営者協会事務局長
	渡 邊 学	男	有限会社高浜印刷代表取締役

名簿は五十音順